

誰もが恩恵を受けられるデジタル化 推進基盤等の強靱化について

【担当省庁】総務省

デジタル強靱化社会の実現に当たっては、誰もがデジタル技術の恩恵を受けることができるよう、以下の措置を講じていただきたい。

〔地域の暮らしと経済を支えるデジタル化の推進〕

- 新設された「地域デジタル基盤活用推進事業」について、5 Gを活用した民間企業の新たなサービスやビジネスモデルの開発、光ファイバ等を活用した地域活性化の取組など、幅広い取組を対象とした制度とすること
- DXの基盤として進展が期待されている5 Gについては、携帯電話事業者による基地局整備が進められているが、都市部と中山間地など地域間に偏りなく基地局の整備が着実かつ早期に進むよう携帯電話事業者へ強く働きかけを行うこと
- 利用者向けデジタル活用支援推進事業の地域連携型において、講座受講者の事後フォローを行う仕組みを追加すること

〔デジタルガバメントの推進〕

- 自治体情報システムの標準化に当たり、先進的な自治体の取組に対する影響を最小限にするとともに、市町村や税機構の業務上、財政上の負担が生じないように配慮すること
- 住民や地域に直接効果を及ぼす事業に要する経費に加え、地域のデジタル化を率先して先導すべき自治体自身へのデジタル技術導入とその維持に係る経費（在宅勤務と職場勤務の職員間コミュニケーションツールを含むテレワーク環境の整備費、WEB会議システム、オンライン決済機能付電子申請システム、各種デジタル技術活用のための通信帯域の拡充等の導入・維持費及び情報セキュリティの確保に要する経費）に対し継続的な財政措置を講じること

京 都 府 の担当課	総務部 自治振興課 (075-414-4445) 政策企画部 情報政策課 (075-414-5960) デジタル政策推進課 (075-414-5674)
---------------	---

【国の事業等】

■概算要求〔総務省〕

▶ 地域デジタル基盤活用推進事業 10 億円（新規）

地域におけるデジタル技術の活用を高度化・加速化させるため、それぞれの地域の状況に応じて、効率的かつ効果的な導入・運用計画の策定、デジタル基盤整備、地域課題の解決に資する先進的ソリューションの創出等について総合的に支援
 ※（参考）令和 4 年度課題解決型ローカル 5 G 等の実現に向けた開発実証 40 億円

▶ 5 G 等の携帯電話基地局の整備促進 32 億円

災害時等の安全安心確保の観点から、人が居住していないエリア（生活道路等）について、地方公共団体等が携帯電話等の基地局施設、伝送路施設を整備する場合に、整備費用を補助。また、携帯電話の電波が届かない場所において、一般社団法人等が中継施設を整備する場合に、整備費用を補助

▶ デジタル活用支援推進事業 21 億円

高齢者等に対してオンラインによる行政手続等のスマートフォンの利用方法に関する助言・相談会等を全国で実施

▶ 自治体における情報システムの標準化に要する経費 3.4 億円

○地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に造成された基金から執行

○標準準拠システムへの移行は、標準仕様を策定済みのシステム群から順に令和 5 年度以降に開始予定。20 業務（住民基本台帳、戸籍、地方税、年金、保険や児童手当など主に市区町村が扱う業務）について原則として 7 年度末までに終える。

○「標準準拠システム」への移行に必要となる準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）やシステム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化、契約変更等に伴う追加的経費等）に対する補助

■自治体 D X 推進

▶ デジタル技術の活用による利便性向上とサイバーセキュリティの確保を両立する必要（「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定））

▶ 地域デジタル社会推進費（普通交付税 2,000 億円/年度）

地域社会全体のデジタル化を進めるため、自治体がデジタル化に 2 年間で集中的に取り組む経費（R 3～R 4 限り）

▶ デジタルサービスが人々の生活に浸透していくに伴い、デジタルサービス連携の間隙を突いたサイバー攻撃がみられるなど、攻撃手法も多様に変化・高度化していくことが考えられる（「サイバーセキュリティ戦略」（令和 3 年 9 月 28 日閣議決定））